

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
益田市	益田工区17・19・24・25・26・27団地 久城・下本郷・遠田・乙子・大草・山折	平成25年3月28日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	ha

2 対象地区の課題

当団地内では露地野菜や施設野菜(観光農園)、工芸作物、果樹(ブドウ・西條柿)など多種多様の営農を認定農業者法人や個別認定農業者が中心に営んでいる。ただ、一部認定農業者の高齢化が進んでいるので経営のスムーズな移行や代替わりが課題となってくる。また、一部耕作放棄地が見られるので耕作畑や管理道路やかん水施設の管理が問題となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

国営農地開発地は、中心経営体である認定新規就農者や認定農業者に農地集約化を図り、農地の受入れを促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
2	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
3	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
4	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
5	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
6	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	計	0 m ²	0 m ²	0 m ²